

瑞浪市コミュニティバス時刻表広告募集要領

瑞浪市コミュニティバス時刻表掲載広告を募集するにあたり、瑞浪市有料広告掲載取扱要綱（平成 20 年告示第 9 号 以下「要綱」という。）の規定に基づき、次のとおり定める。

1 募集する広告媒体

瑞浪市コミュニティバス時刻表

① 仕 様 A 4、フルカラー、中綴じ製本

② 印刷部数 約 1 2, 5 0 0 部

③ 配布方法

広報みずなみ 4 月号と一緒に全戸配布し、その他各コミュニティーセンター、文化センター等の市内各施設に設置する。

2 広告の規格等（要綱第 4 条関係）

① 規 格 縦 4. 0 cm×横 6. 8 cm

② 掲載枠数 1 6 枠（1 件につき縦または横続き 2 枠まで）

③ 掲載位置 裏表紙、掲載位置は市で決定

3 広告の募集方法（要綱第 5 条関係）

（1）広告の募集は公募とし、広報みずなみ、市ホームページ等にて募集する。

（2）広告募集の期間は、必要に応じて商工観光課が定めるものとする。

4 広告掲載等の決定方法（要綱第 7 条関係）

（1）当該広告の募集に対して、申し込みのあった数が募集をした数を超える場合、次に掲げる順位により決定するものとする。

① 公共性の高い民間企業等で、市内に事業所等を有する者の広告

② ①に該当しない民間企業等で、市内に事業所等を有する者の広告

③ ①②に該当しない者の広告

（2）前項の同一優先順位における広告の申込みが枠数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

5 広告掲載料（要綱第 8 条関係）

（1）広告掲載料は、1 枠につき 1 万円とする。

（2）国又は地方公共団体が広告を掲載する場合は、広告掲載料を無料とする。

（3）広告主は、市の発行する納付書により指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付するものとする。